

# みんなの広場

新冠小学校6年生です

ぼくとわたしの



◇ぼくの夢は、野球選手になることです。理由は、プロ野球で活躍したいからです。これからも野球をがんばります。

村田 武



◇ぼくの夢は、プロサッカー選手で、クラブチームからオファーがくるピクナ選手になることです。がんばります。

目黒 嗣人



◇ぼくの夢は、プロ野球選手になることです。そのためには、バッティングと少年団の練習をがんばりたいです。

八木 慶汰郎



◇私の夢は、馬の騎手になる事です。そのために、たくさん体力をつけて女性騎手初の凱旋門賞に出してみたいです。

横山 雛



**新冠小学校**  
2月12日、新冠小学校でドゥードゥーおじさんこと山本幸三さんの人形パフォーマンスが行われ、新冠小学校の全校児童が鑑賞しました。  
山本さんはテレビ放送で人気を博した人形劇「ひよっこりひょうたん島」を手がけた人形劇団ひとみ座で活動されています。  
山本さんのパフォーマンスが始まると、会場はすぐに笑いの渦へ。山本さんの巧みなパフォーマンスや人形のコミカルな動きに、子供たちも大喜びし、楽しいひとときを過ごしていました。



**ドゥードゥーおじさんがやってきた**

## 国民年金だより

保険料は月額15、100円

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年度引き上げられることになっていて、平成22年度の保険料は月額15、100円となっています。毎月の保険料は、厚生労働省から毎年4月の月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めることになっています。

支払窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできますのでご利用下さい。

### 「学生納付特例制度」とは

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

### ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

### 学生納付特例制度の申請手続き

#### きが簡素化されています

平成21年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成22年度も同じ学校に在学される方につきましては、送られる学生納付特例申請書(ハガキ)に必要事項をご記入の上、返送していただくことにより、平成22年度についても学生納付特例申請を行うことができます。

但し、初めて学生納付特例を申請していた方、平成21年度の学生納付特例の承認になっていない方は**学生納付特例申請書(ハガキ)**が送られないため、また、在学される学校等に変更のある方は、在学期間の確認が必要のためにハガキにより申請することはできませんので、役場町民福祉課住民福

祉グループで申請手続きを行ってください。

なお、平成21年度の申請締め切りは3月31日までとなっておりますので申請手続きがお済でない方は3月中旬に手続きを行ってください。

●年金に関するお問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ  
☎47・2112

## 環境衛生だより

### 平成22年度未登録畜犬登録及び狂犬病予防注射のお知らせ

飼犬の登録と狂犬病予防注射の実施につきましては、狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主の義務とされています。

近年、室内犬の増加や、国内において狂犬病が撲滅されてから50年以上経過し、狂犬病に対する危機意識の低下したこと等により、畜犬登録については、実際に飼われている犬の6割程度と推測されます。

狂犬病予防注射については、新冠町狂犬病予防特区の活動もあり、登録犬の9割程度の実施状況となっております。

す。

新冠町では本年度も本町における未登録畜犬登録及び狂犬病予防注射を4月6日(火)から4月15日(木)土日を除く8日間それぞれの地区に会場を設けて実施致しますので、この機会に未登録の飼い犬の登録と併せて狂犬病予防注射を接種するようお願いいたします。

なお、実施場所及び実施時間につきましては、3月26日配布の町政委託文書にてお知らせいたします。

○畜犬の登録料

：1頭 3、000円

○狂犬病予防注射料

：1頭 3、040円

### 新冠共同墓地の公募について

新冠町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、町では、1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用申込の受付を行っております。

○新冠共同墓地(字西泊津)

14区画6㎡ 使用料2万円

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ  
☎47・2112